

新たな経済社会環境下における地域経済活性化の在り方に関する主な論点（案）

## 1. 問題意識

- 我が国経済が回復基調にある中で、地域経済の回復度合には依然としてばらつきがみられるところ。また、中長期的に見ても、今後、人口減少・少子高齢化や経済活動のグローバル化が進展する中で、都市と地方の格差拡大など、地域経済を巡る状況は厳しくなると懸念。
- 一方、ビジネスをめぐる時間軸が短縮する中、グローバル企業は国境を越えて自らの最適機能配分の観点から立地地点を選定。国内企業においても、需要変動等のビジネス環境の変化に迅速に対応しうる事業環境を重視。
- かかる環境変化を的確に捉え、知恵と工夫により自らの強みをいかし、地域独自の施策を展開して地域活性化に取り組んでいる地域が存在。
- 地方分権改革や道州制の議論の高まりの中で、地域経済の自律的な発展が求められている状況。今後、地域間格差の是正も視野に、地域活性化を図り、地域経済の自律的な発展を達成するためには、こうした地域の取組を支援し、地域経済の自律的発展基盤を強化していくことが必要ではないか。
- また、これは我が国産業の競争力強化にも資するものではないか。

## 2. 具体的な検討項目（案）

上記1の問題意識を踏まえ、地域の特色・強みの発揮による地域経済の活性化と我が国産業の競争力強化の実現に向け、新たな経済社会環境においてあるべき施策を検討すべきではないか。

具体的には、経済実態を踏まえた地域の主体的な取組を前提に、企業立地促進支援、地域資源を活用した地域産業の育成・強化、地域を担う人材・組織の育成、魅力ある地域づくりへの支援、産業クラスター計画を通じた新事業創出等を積極的に支援していくことが必要ではないか。

(1) 企業ニーズ等を的確に捉えた企業立地を可能とする魅力的な事業環境の整備

①既存の産業立地施策（特定産業集積の活性化に資する臨時措置法（以下、集積活性化法））の評価

地域産業の空洞化対策として整備した集積活性化法（A集積）については、現在、法制定時の懸念が収まる一方、企業が最適立地の観点から、国内外を含め立地場所を選定する時代の中で、法制定時の役目を果たしたのではないかと。

②新しい環境における企業立地促進支援

企業が国を選ぶ時代において、地域が主体となって魅力的な国内立地環境を整備することが必要ではないか。また、そのための具体的な支援策を検討すべきではないか。

(※) 本地域経済産業分科会の下には、工場立地法検討小委員会が設置されており、本年3月より、今後の工場立地の適正化に向けた施策の在り方について検討を行っているところ（別添参照）。

(2) 地域に存在する資源を活用した地域の中核的産業の育成・強化

各地域が地域の一次産品、人材、インフラ等の資源を十分に見極め、地域の特色を活かした地域産業の育成・強化を支援するための具体的な取組を検討すべきではないか。

(3) 頑張る地域を担う人材・組織の育成

上述の取組と合わせて、地域の中核的産業を担う人材の育成、地域の課題を解決するコミュニティ・ビジネス等の経営サポート等を支援するべきではないか。

(4) 魅力ある地域づくりへの支援

中心市街地の活性化を通じた魅力あるまちづくり、地域の観光資源を活用した魅力的な集客システムの構築等、地域の特性をいかした魅力ある地域づくりへの取組を支援すべきではないか。

(5) 産業クラスター計画を通じた新事業創出

第Ⅱ期計画期間の5年間に4万件の新事業を創出するという目的を着実に実行し、国際競争力のある広域的な産業集積を形成・拡大するための支援を講じていくべきではないか。

(6) その他、地域経済活性化のための環境整備

今後の経済環境の変化を踏まえた地域の産業構造転換に向けた取組を支援すべきではないか。

(7) 地域活性化政策の目標指標の具体化

地域による良質な雇用機会確保のための多様な取組を通じて、地域間競争を促す観点から、自治体等が活用しやすい「就業達成度」指標を具体化すべき。

(別添)

## 産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会について

本年2月28日、二階前大臣より産業構造審議会に対し「今後の工場立地の適正化に向けた施策の在り方」に関する審議を諮問。これを受け、地域経済産業分科会の下に工場立地法小委員会（以下、「小委員会」）を設置し、本年3月より審議を開始。

### 1. 審議の概要

#### (1) 市町村レベルで適用する基準の設定制度の創設

工場立地法は、事業者が一定規模以上の工場を新增設する際、敷地の中に一定割合以上の緑地等を確保することを義務付けている。この割合については、国が全国一律基準を定めているが、都道府県及び政令市は、この全国一律基準に代えて、一定の範囲内で地域の実情に合った基準を設定することができる。他方、近年、構造改革特区提案等において、市町村から工場周辺に十分な緑地が確保されている場合における全国一律基準の緩和等に関する要望が寄せられている。

こうした状況を踏まえ、市町村レベルで限定的に適用する基準の設定を可能とする制度の創設について検討を進めている。

#### (2) 今後の工場立地法の在り方に関する検討

16年1月にとりまとめられた小委員会報告において、近年の環境規制体系の整備状況等を踏まえ将来的に工場立地法の抜本的な検討を行う必要性が指摘されていること等を踏まえ、本年9月29日に開催した小委員会において、今後の工場立地法の在り方に関する議論を開始。現在、工場立地法の在り方に関する論点について、パブリックコメントを募集中。

### 2. 今後の予定

当面市町村レベルで適用する基準の設定制度に関する検討を先行的に行い、今後の工場立地法の在り方に関する検討については、来夏を目処にとりまとめを行う予定。

産業構造審議会地域経済産業分科会  
工場立地法検討小委員会  
委員名簿

〔委員〕

- 太田慶一 堺市産業振興局産業再生推進室長
- 大西 隆 東京大学先端科学技術研究センター 教授
- 塩崎保美 住友化学(株)レスポンシブルケア室環境・安全部長
- 下村彰男 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
- 土屋徳之 新日本石油株式会社 社会環境安全部社会環境推進グループチーフスタッフ
- 半田真理子 財団法人 都市緑化技術開発機構 都市緑化技術研究所長
- 前田 博 財団法人 日本緑化センター常務理事
- 森 雄一 神奈川県商工労働部産業活性課企業誘致室長
- 和田正武 帝京大学経済学部 教授（委員長）

（五十音順：敬称略）